



## 第 52 号

森貞 涼介  
KCCN 事務局  
弁護士

### 成年年齢の引き下げで、あの法律はどうなるの？

#### 1 はじめに

成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が6月13日に国会で成立しました。2022年4月には、18歳と19歳も「成年」となる予定です。

今回の法律改正は、民法上の成年年齢を改正するものですから、改正により直接変更されるのは、民法上の「成年」又は「未成年者」を要件にしている規定と、民法上の成年年齢をそのまま要件に取り込んでいる特別法の規定となります。

ただ、これら以外にも年齢を要件としている法律は多くあり、今回の民法改正によって変更すべきかどうか議論されました。今回は、民法の成年年齢引き下げによって、私たちに身近なあれこれはどう影響を受けるのか、ご紹介したいと思います。

#### 2 民法の規定

民法では、18歳、19歳が未成年者取消権（民法5条）を失うことが何よりも重要でしょう。未成年者取消権とは、未成年者は判断能力が未熟であるために法的保護が必要であるとして、与えられている権利です。現行法の下では、未成年者取消しによって解決している18歳、19歳の消費者被害も多くあると想像できます。これに対する一定の手当として、改正消費者契約法（2018年6月公布）では、新たな取り消すことのできる勧誘類型が創設されています。他にも、民法では、父母の親権に服する子（民法818条）や未成年後見人（同法839条）の対象が変更されます。

#### 3 各種資格の取得年齢

医師、歯科医、行政書士、司法書士、社会保険労務士などの資格を取得可能な年齢は、民法上の成年年齢と連動しているため、今回の改正によって、18歳から資格を取得することになります。

#### 4 競馬（競馬法）、競艇（モーターボート競争法）、競輪（自転車競争法）

馬券等を購入できる年齢も民法と連動しているので、何も手当をしなければ、18歳から馬券等を購入することになりますが、特別法が変更されて、20歳以上でないと購入できないという現在の制度が維持されます。

#### 5 飲酒（未成年者飲酒医禁止法）、喫煙（未成年者喫煙防止法）

成年年齢引き下げに伴って、飲酒・喫煙の最低年齢も引き下げるべきか議論となりましたが、健康への影響などの理由から、年齢は20歳が維持されることになりました。なお、法律名の「未成年者」という文言は変更する必要がありますね。（2018年6月）